

4月1日から 人間ドック助成金の対象を拡大、申請方法を変更しました

■併診ドックが助成対象になりました

4月の受検分から人間ドックに加え併診ドック（人間ドック+脳ドック）が助成対象になりました。

助成金の額 ①人間ドック 20,000円
②併診ドック 30,000円

《併診ドックの注意点》

- ① 脳の検査のみでは助成対象になりません。
※人間ドック相当の検査を同時に行うものは対象。
- ② 人間ドックと脳ドックを別の医療機関や日程で受検する場合は、まとめて申請してください。
※人間ドックの助成金交付後に、脳ドックのみを追加で申請することはできません。
- ③ 受検料が助成額未満の場合、助成額は受検料と同額になります。

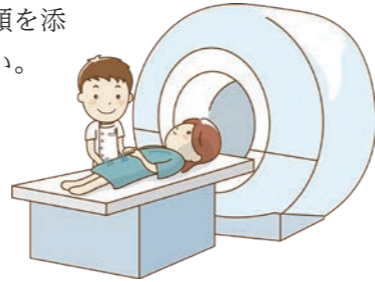
④ オプションなどの追加検査の受検料は対象外です。

■申請方法が変更になりました

4月以降の受検は、助成の事前申し込みが不要です。受検結果表が届いた後に、交付申請書に必要書類を添えて提出してください。

《申請に必要なもの》

1. 保険証
2. 領収書
3. 受検結果表
4. 印鑑
5. 振込口座がわかるもの



■所得の申告はお済みですか？

国民健康保険に加入している16歳以上の方とその世帯主は、前年中に所得が無く、確定申告が不要な方でも、市県民税申告が必要です。申告をしないと所得が分からないため、国民健康保険税が正しく算定できません。また、高額療養費の給付が受けられない場合もありますので、ご注意ください。



■保険証の送付方法を変更します

今年度から、不在時でも保険証が受け取れるよう、配達状況が記録されううえで、ご自宅の郵便受けに配達となる『特定記録郵便』で送付します。

なお、現在お使いの保険証の有効期限は令和2年7月31日となっており、新しい保険証は7月に送付します。



■保険証が変わったときは早めに届け出を

国保加入者が職場の健康保険などに加入した場合、国保を脱退する届出が必要です。届出をしないと、保険料を二重に支払うことになってしまいます。また、社会保険の資格取得日以降に国民健康保険証を使用した場合、市が負担した医療費を返還していただくことになります。

○窓口での手続き方法

国民健康保険証と職場の健康保険証を保険課（市役所1階）又は支所市民福祉課（アスパアこだま内）にお持ちください。

○郵送での手続き方法

職場の健康保険証（加入された方全員分）をコピーし、余白に『国保の脱退を届け出る』旨と記入年月日、住所、氏名、昼間連絡が取れる電話番号を明記し、該当者の国民健康保険証の原本を添えて、保険課宛に郵送してください。

〒367-8501

本庄市本庄3-5-3 本庄市役所保険課 宛



はにぼんチャレンジ 2020 始まりました

ポイントを集めて 賞品をゲット

20歳以上の市民を対象に、健康で元気な生活ができる「健康寿命」を延ばすサポートをします。対象の健康づくり事業への参加や自主的な健康づくり活動、特定健診・人間ドック、がん検診等を受けて、チャレンジポイントを集めると、賞品と交換できます。

外国語講座(前期)を開催します

外国語を学ぶのがはじめての方も大歓迎です。市国際交流協会会員対象事業のため、協会への入会が必要です。

各講座共通

会場 はにぼんプラザ
定員 各講座24名（先着順）
※申込者少数の場合、開催を中止することがあります。
費用 2500円（全10回分）
※協会会員でない方は協会年会費2000円（一般）又は1500円（メール会員）が別途必要となります。
受付期間

- ① 先行受付（各クラスで初回・2回目の方）
4月16日（木）～17日（金）
- ② 通常受付
4月20日（月）～24日（金）
申込 午前8時30分から午後5時15分までの間に電話で直接左記へ
※1回の電話で2名までの申込とします。
★本庄市国際交流協会事務局（秘書課内） ☎ 25-11158

講座名	日時	回数	
中国語講座	5月9日から7月18日までの毎週土曜日（7月11日を除く）	■初級者向けクラス 午後6時30分～7時30分	全10回
		■中級者向けクラス 午後7時45分～8時45分	
ポルトガル語講座	5月12日から7月14日までの毎週火曜日	■初級者向けクラス 午後6時30分～7時30分	全10回
		■中級者向けクラス 午後7時45分～8時45分	
英会話講座	5月19日から7月21日までの毎週火曜日	■初級者向けクラス 午後6時30分～7時30分	全10回
		■中級者向けクラス 午後7時45分～8時45分	

公共下水道の利用区域が拡大しました

★下水道課 ☎ 25-1146

4月から次の地域で下水道が利用できるようになりました。お住まいの方は早めの接続をお願いします。また、対象地域の方には下水道事業受益者負担金が賦課されますので、納期までに納めていただきます。

○若泉2・3丁目の一部、小島5丁目の一部、西富田の一部、台町の一部、児玉町児玉の一部

■下水道事業受益者負担金制度とは

公共下水道は、利用できる地域が限られているため、公平な負担の観点から下水道を利用できるようにした土地に対して一度限り、整備費の一部を負担していただく制度です。

■下水道受益者負担金 Q&A

Q 負担金は誰が納めるの？
A 下水道を整備した区域内にある土地の所有者又は権利者に、公共下水道利用の有無に関わらず納めていただきます。

Q どうして土地が対象となるのですか？
A 下水道の整備によって、生活環境の改善が図られるとともに、土地の「利用価値」が高くなると考えられます。このため、将来にわたって利益を受けることが考えられる土地の面積を基準に賦課しています。

Q 負担金納付の徴収猶予や減免の制度はありますか？
A すべての土地に対して賦課しますが、それぞれの地目、利用目的によって徴収猶予・減免措置があります。農地は徴収猶予、社寺・学校等は減免措置があります。家庭菜園、駐車場などはいずれも減免や猶予の対象となりません。なお、徴収猶予や減免には、申請書の提出が必要となります。



Q 負担金の対象となる土地はどこですか？
A 整備した区域内の土地はすべて対象です。
Q 負担金の額はどれくらいですか？
A 土地の面積1㎡当たり、

300円を乗じて得た額になります。
Q 負担金の対象となる土地はどのようにして速やかに受益者異動申告書を書き下し提出していただく。届出日前にかかると負担金は、変更前の受益者の負担になります。
※受益者異動申告書は、下水道課（市役所2階）で配付又は市ホームページからダウンロードできます。